

# 抗原定性検査実施上の注意点

## 1. 施設において用意するもの

時計またはタイマー、油性マジック

## 2. 検査方法

※ 検体採取者は事前にサージカルマスク・手袋・フェイスシールドまたはゴーグル・折りたたみヘアキャップ・長袖ガウンを着用し、検査中はこまめにアルコール消毒を行うこと。

- ① 検査キット付属のスワブ（綿棒）を使用し、鼻甲介に沿わせながら鼻咽頭までゆっくり挿入し（約10cm）、数回擦るようにして粘膜表皮を採取する。無理には挿入しない。

### 【ポイント】

飛沫感染を最小限にするため、スワブは正面からではなく少し横からの挿入が望ましい。挿入時の刺激によるくしゃみ等で曝露することが考えられるため、十分注意する。また、検体の採取にあたっては、採取者は対象者1名ごとに必ず手袋を交換（二重手袋にして上を交換）すること。

- ② 容器のアルミシールを液が飛び散らないように剥がす。検体が付着したスワブを検体抽出液に浸し、容器の外側からスワブの頭部を軽くつまみ5回以上左右に回転させた後、上下に動かす。容器の外からスワブの頭部をつまみながら、試料を絞り出すようにスワブを引き抜く。

### 【ポイント】

採取した検体（スワブに付着）は乾燥を防ぐためできるだけ早く検体抽出液に浸すこと。容器が落下したり、スワブを引き抜く際に曝露する可能性があるため取り扱いには十分注意すること。

- ③ 検体抽出液の容器の上端に付属のノズル（フィルター付）を被せてしっかりと閉め、テストプレートの試料滴下部に試料3滴を滴下する。
- ④ 15分後にテストプレートの判定部を観察し、判定する。判定の際は、プレートの「C」の上にラインが出ていることを確認すること（Cのみにライン→陰性、CとT両方にライン→陽性）。陽性疑いの職員がいる場合、介護保険課事業所支援係（0985-44-2591）へ速やかに電話連絡。
- ⑤ 全ての検査終了後、使用した机等をアルコールで拭き上げ、着用したPPE（ガウン等）を日常のおむつ等の廃棄物と同様に処分する。テストプレートやスワブ等、検査キットの物品は0.1%次亜塩素酸ナトリウム溶液に1時間以上浸した後、PPE等と同様に捨てる。片付けが完了した後は手洗い及び手指消毒を行うこと。
- ⑥ 検査結果について抗原定性検査報告書に記入し、FAXにて介護保険課へ送付する。（写真での報告は不要。未使用の検査キットは施設にて保管）

## 3. 参考

鼻咽頭ぬぐい液の採取方法について、厚生労働省が動画で解説しております。ご参照ください。

<https://youtu.be/tQyzlkiXN00>（「新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取のための研修動画 ⑤鼻・口腔・咽頭部の解剖」）